

平成二十年二月十三日提出  
質問第八五号

中国・上海の日本人学校が取り寄せた教材が中国税関から通関拒否を受けている件に関する質  
問主意書

提出者 鈴木宗男

中国・上海の日本人学校が取り寄せた教材が中国税関から通関拒否を受けている件に関する質

問主意書

一 二〇〇八年二月十一日付の新聞は、中国・上海の上海日本人学校浦東校が日本から取り寄せた地理に関する教材約八百冊（以下、「教材」という。）が、中国税関当局による通関を拒否されている状態にあると報じているが、なぜ「教材」の通関が認められていないのか、政府が把握している理由について説明されたい。

二 一の新聞報道によると、「教材」の通関を中国の税関が認めないのは、「教材」の中で中国が領有権を主張している尖閣諸島が日本領と表示されている部分があるからとのことであるが、右は事実か。

三 二〇〇七年十二月十四日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六八第二九五号）では、二〇〇五年四月に中国・大連にある日本人学校が輸入しようとした副教材が、通関上の検査を理由として六十五日間にわたり留置された事例が明らかにされ、また、「一般に、日本人学校は現地の法令に準拠して設立・運営されているものであり、大連日本人学校の関係者も、中国の法令を遵守して学校運営に当たるとの方針の下、本件につき争う考えを有していなかったこともあり、中国政府に対して抗議はしていない。」と、

政府として右の件について抗議をしていないことを明らかにしている。中国に限らず外国において日本人学校を開設し、運営する際に、現地の法令を遵守することは当然であると考えるが、学校で使用する教材の内容が中国政府の方針とそぐわないことを理由に教材が留置されても抗議をしないということは、学校における教育内容についても現地政府の意向を忖度する必要があると政府が考えているということか。

四 我が国にある外国人学校で使われている教材を、その内容が我が国の見解と異なるという理由で我が国の税関で通関を拒否したという事例が過去にあるか。あるならば、その事例を全て挙げられたい。

五 今回「教材」の通関が認められていない件につき、政府は中国政府に対して抗議を行っているのか。

六 五で、抗議を行っていないのならば、それは中国における日本人学校での教育内容は、中国政府の方針に沿ったものでなければならぬと政府が認識しているということか。

七 六で、そう認識しているのなら、また、「教材」の通関拒否の理由が尖閣諸島に関するものならば、それは「尖閣諸島をめぐる領土問題は存在していない。」と政府が答弁している二〇〇五年十一月四日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六三第三九号）と齟齬をきたすものであり、何より教育という我が国の主権に対する中国の侵害に屈するものになると考えるが、政府の見解如何。

右質問する。